イ　大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者（旧大学令、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者及び学校教育法施行規則第百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者を含む。）で二年以上学芸員補の職（博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあった者

ウ　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあった者

エ　四年以上学芸員補の職にあった者

オ　その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

2　審査認定の場合

ア　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者（修士の学位を有する者には、学校教育法施行規則第百五十六条各号のいずれかに該当する者を、博士の学位を有する者には、旧学位令（大正九年勅令第二百号）による博士の称号を有する者及び外国において博士の学位に相当する学位を授与された者を、専門職学位を有する者には、外国において専門職学位に相当する学位を授与された者を、それぞれ含む。）であって、二年以上学芸員補の職にあった者

イ　大学において博物館に関する科目（生涯学習概論を除く。）に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあった者であって、二年以上学芸員補の職にあった者

ウ　次のいずれかに該当する者であって、都道府県の教育委員会の推薦する者

①　学士の学位を有する者であって、四年以上学芸員補の職にあった者

②　大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であって、六年以上学芸員補の職にあった者

③　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であって、八年以上学芸員補の職にあった者

④　その他十一年以上学芸員補の職にあった者

エ　その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

三　認定の方法

1　試験認定の場合

ア　日時

平成二十五年十一月十八日（月）から同月二十日（水）まで。

時間は、受験票を送付する際通知する。

イ　場所

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（東京都台東区上野公園十二番四十三号）において行う。

ウ　方法

筆記の方法により行う。

エ　試験科目

次表に定めるとおりとする。

試験科目	試験認定の必要科目
必須科目	上記科目の全科目
生涯学習概論	
博物館概論	
博物館経営論	
博物館資料論	
博物館資料保存論	
博物館展示論	
博物館教育論	
博物館情報・メディア論	
選択科目	上記科目のうちから受験者の選択する二科目
文化史	
美術史	
考古学	
民俗学	
自然科学史	
物理	
化学	
生物学	
地学	

2　審査認定の場合

受験者について、文部科学大臣が博物館に関する学識及び業績を審査して行う。

四　合格者の発表

平成二十六年二月に、本人に合格した旨を通知する。

五　受験手続

1　出願書類

ア　受験願書（試験認定を願い出る者については、別記第一号様式の一の受験願書に、受験する科目一科目につき千三百円の収入印紙を、審査認定を願い出る者については、別記第一号様式の二の受験願書に、三千八百円の収入印紙を、試験認定の試験科目の全部について免除を願い出る者については、別記第一号様式の一の受験願書に、八百円の収入印紙を、それぞれはったもの）に次に掲げる書類等を添えて、文部科学大臣に願い出ること。なお、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもって代えることができる。

①　受験資格を証明する書類

②　履歴書（別記第二号様式により作成したもの）

③　戸籍抄本又は住民票の写し（いずれも出願前六月以内に交付を受けたもの。なお、住民票コードの提供を受けて文部科学大臣が本人の氏名、生年月日及び住所を確認できるときは、戸籍抄本又は住民票の写しは添付不要。）

④　写真（出願前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）

イ　試験認定の試験科目の免除を願い出る者については、その免除を受ける資格を証明する書類を提出すること。

ウ　審査認定を願い出る者については、次に掲げる資料又は書類を提出すること。

①　二の2のア又はイにより出願する者にあっては、博物館に関する著書、論文、報告等

②　二の2のウにより出願する者にあっては、博物館に関する著書、論文、報告等又は博物館に関する顕著な実績を証明する書類

③　二の2のエにより出願する者にあっては、前二号に準ずる資料又は書類

2　受付期間

平成二十五年七月十六日（火）から同年八月三十日（金）まで。

3　その他

受験手続の詳細については、文部科学省生涯学習政策局社会教育課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二〇九三））へ照会すること。